

仕 様 書

更新時講習等に使用する教本

島根県警察本部

更新時講習等に使用する教本の仕様書

- 1 購入の目的
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号及び第12号に規定する講習において教本として使用する。
- 2 調達物品の名称
更新時講習等に使用する教本
- 3 契約期間
契約日から令和8年（2026年）3月31日までの間
- 4 予定数量
72,000冊（別紙1「発注予定数量一覧表」のとおり。）
また、予定数量はあくまでも目安であり発注を確約するものではない。
- 5 納入場所
別紙2「納入場所一覧表」のとおり
- 6 仕様及び規格等
 - (1) 規格：A5版以上B5版まで 小冊子
 - (2) 構成：表紙・目次・本文・奥付
 - (3) 紙質：コート紙、マットコート紙、上質紙及びアート紙等の冊子の表紙・本文として適した用紙であること。（再生紙を含む。）
 - (4) 体裁：無線綴じ、あじろ綴じ及び中綴じ等の冊子に適した綴じ方であること。
 - (5) 本文頁数：概ね100頁から170頁
 - (6) 冊数：1冊（分冊は不可）
 - (7) 用字用語は、日本語として、道路交通法等の関係規定の法律用語、常用漢字、共通語及び現代仮名遣いとする。
- 7 本文内容
本文については、次に定める内容を満たしたものであり、カラー印刷、図表及びイラスト等を用いて、正確にまとめられたもので、かつ、分かりやすく解説されたものであること。
 - (1) 最近における道路交通法令の改正の概要
最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説されていること。
 - (2) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項
先進安全自動車（ASV）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及されていること。

(3) 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説されていること。

(4) 危険予測

ア 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説されていること。

イ 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説されていること。

ウ 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説されていること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及されていること。

(5) 年齢に応じた運転特性

ア 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説されていること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及されていること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、加齢との関係についても言及されていること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説されていること。

エ 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説されていること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及されていること。

(6) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説されていること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及されていること。

(7) 事故時の対応と応急救護処置

一般社団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説されていること。その際、事故時の対応についても言及されていること。

(8) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説されていること。

(9) 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記が掲載されていること。

(10) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載されていること。

(11) その他

ア 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄が設けられていること。

イ 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」が記載されていること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

8 発注方法

発注は、概ね2か月に1回とするが、法改正及び配布状況などの理由により別途発注する場合がある。

発注は、納入場所、納入指定日、数量その他必要な事項を記載した注文表により発注する。

9 その他

(1) 梱包方法

包装は50冊を単位とし、50冊未満の端数があるときは、端数分を包装すること。また、梱包は100冊を単位として段ボール箱に梱包し、100冊未満の端数があるときは、端数分を1梱包とすること。

(2) 法改正等に伴う対応

年度の途中に道路交通法令の改正等が生じた場合は、法令改正に対応する改訂版を納入すること。改訂版未発行の場合は正誤表を挿入する等の措置を講ずること。

なお、この場合の費用は、落札者の負担とする。

(3) 入札に参加する者は、納入見本を島根県警察本部が指定する期日までに一部提出すること。

なお、納入見本は落札者には返還しないものとする。

(4) 納入条件

物品の納期については、発注から概ね1週間以内に納入できること。

(5) 暴力団排除措置について

受注者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

別紙 1

発注予定数量一覧表(案)

	納 入 場 所	配 布 予 定 数 量
1	島根県運転免許センター	44,500
2	西部運転免許センター	10,000
3	安来警察署	1,800
4	雲南警察署	1,800
5	出雲警察署	6,800
6	大田警察署	1,800
7	川本警察署	400
8	江津警察署	400
9	益田警察署	2,700
10	津和野警察署	400
11	隠岐の島警察署	1,000
12	浦郷警察署	400
	計	72,000

※上記は、あくまでも発注予定であり決定したものではない。

別紙 2

【 納入場所一覧表 】

場 所 名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
島根県運転免許センター	690-0131	松江市打出町250-1	0852-36-7400
西部運転免許センター	697-0015	浜田市竹迫町2385-3	0855-23-7900
安来警察署	692-0015	安来市今津町674-1	0854-22-0110
雲南警察署	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋124-2	0854-45-0110
出雲警察署	693-0023	出雲市塩冶有原町二丁目19	0853-24-0110
大田警察署	694-0041	大田市長久町長久ハ7-1	0854-82-0110
川本警察署	696-0001	邑智郡川本町大字川本337-6	0855-72-0110
江津警察署	695-0011	江津市江津町1016-48	0855-52-0110
益田警察署	698-0004	益田市東町7-5	0856-22-0110
津和野警察署	699-5604	鹿足郡津和野町森村口84-2	0856-72-0110
隠岐の島警察署	685-0014	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二20-15	08512-2-0110
浦郷警察署	684-0211	隠岐郡西ノ島町大字浦郷218-4	08514-6-0121